

判決年月日	平成21年2月18日	担当部	知的財産高等裁判所 第1部
事件番号	平成20年（行ケ）第10238号		
○特許出願に係る名称を「平衡障害評価装置」とする発明につき，引用発明に対して当業者が容易に想到し得たものであるとされ，特許を無効とすることができないとする審決が取り消された事例			

（関連条文）特許法 29 条 2 項

1 本件は，被告の有する名称を「平衡障害評価装置」とする発明に係る特許について，原告が無効審判請求をしたところ，特許庁が審判請求は成り立たないとの審決をしたため，原告が，同審決の取消しを求めた事案である。

2 本判決は，以下のとおり，本件発明と甲1の引用発明との相違点「本件発明は，算出した総軌跡長 L ，外周面積 D から， L/D 値を算出するのに対し，甲1には， L/D 値を算出することの記載はない点。」につき検討し，本件発明に進歩性がないとはいえないとした審決の判断には誤りがあるとして，審決を取り消すべきものとした。

甲1の記載内容，殊に「正常者においては，特に閉眼の場合，60秒間の検査時間内において，距離と面積は比例的な関係にあり，両者はよく相関すること，他方，正常者群に比較して，末梢性めまい患者群においては，このような関係は必ずしも当てはまらないことが記載されていると認められる。」ことが記載されていることなどを参照すると，甲1には，「正常者群については，距離と面積が比例的な関係にあることが記載されていると認められる。そして，これは，数学的には，『 L （距離） $=k$ （定数） $\times D$ （面積）』と表されることになるところ，『 $k=L/D$ 』であるから，すなわち，『距離と面積の比（ L/D 値）がほぼ一定』ということが，実質的に記載されていると認められ，また，「めまい患者群については，距離と面積が必ずしも比例的な関係にないことが記載されていると認められ，すなわち，『距離と面積の比（ L/D 値）が一定でないということが，実質的に記載されていると認められる。」

「そして，甲1には，距離と面積との関係を診断の指標として用いることまでは記載されていないが，上記のとおり，正常者群とめまい患者群とでは，距離と面積についての比例的な違いがあるという情報が記載されている場合，この記載に基づいて，この「 L/D 値」を診断に使うことに想到することは，当業者においては容易であると認めることができる。」

なお，「甲1の『まとめ』欄には，『4．距離と面積の指標は互いに独立したものであると考えられるので，重心動揺検査の評価には両者を併記する必要があると思われる。』との記載があるが，これは，距離と面積の2つの指標を用いることにし，2つの指標が互いに独立していることから，片方だけではなく，両方の指標を併記する必要があることを記載したものであって，2つの指標から求めた『 L/D 値』については，直接言及するものではない。しかしながら，このような直接の言及がないとしても，上記のとおり，甲1に接した当業者であれば，甲1の記載に基づき，算出した軌跡長 L ，動揺面積 D から，『 L/D 値』を算出する構成を付加することは，容易に想到できることと認められる。」